

議第72号

高山市福祉センター管理条例及び高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例について

高山市福祉センター管理条例及び高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年9月4日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

母子及び寡婦福祉法の改正に伴い改正しようとする。

高山市福祉センター管理条例及び高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例

(高山市福祉センター管理条例の一部改正)

第1条 高山市福祉センター管理条例(昭和59年高山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後												
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、児童、障がい者、老人、<u>母子家庭等</u>に対して各種の福祉事業を総合的に供与し、併せて市民、市民組織等による福祉活動を助長し、市民福祉の増進を図るため、高山市福祉センター(以下「福祉センター」という。)を設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 福祉センターに、次の施設を置く。</p> <p style="text-align: center;">総合福祉センター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市昭和児童センターの項～高山市昭和老人福祉センターの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市母子福祉センター(以下「母子福祉センター」という。)</td> <td>母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条</td> </tr> </tbody> </table> <p>山王福祉センターの表～国府福祉センターの表 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 福祉センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>母子福祉センター</u>における事業 ア (略)</p>	施設名	根拠法令	高山市昭和児童センターの項～高山市昭和老人福祉センターの項 (略)		高山市母子福祉センター(以下「母子福祉センター」という。)	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、児童、障がい者、老人、<u>母子家庭、父子家庭等</u>に対して各種の福祉事業を総合的に供与し、併せて市民、市民組織等による福祉活動を助長し、市民福祉の増進を図るため、高山市福祉センター(以下「福祉センター」という。)を設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 福祉センターに、次の施設を置く。</p> <p style="text-align: center;">総合福祉センター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市昭和児童センターの項～高山市昭和老人福祉センターの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市母子・父子福祉センター(以下「母子・父子福祉センター」という。)</td> <td>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条</td> </tr> </tbody> </table> <p>山王福祉センターの表～国府福祉センターの表 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 福祉センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>母子・父子福祉センター</u>における事業 ア (略)</p>	施設名	根拠法令	高山市昭和児童センターの項～高山市昭和老人福祉センターの項 (略)		高山市母子・父子福祉センター(以下「母子・父子福祉センター」という。)	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条
施設名	根拠法令												
高山市昭和児童センターの項～高山市昭和老人福祉センターの項 (略)													
高山市母子福祉センター(以下「母子福祉センター」という。)	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条												
施設名	根拠法令												
高山市昭和児童センターの項～高山市昭和老人福祉センターの項 (略)													
高山市母子・父子福祉センター(以下「母子・父子福祉センター」という。)	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条												

<p>イ <u>母子福祉センター</u>を利用する間における、<u>母子家庭</u>の児童の保育</p> <p>ウ <u>母子家庭等</u>の緊急一時保護</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第7条 第3条に規定する施設並びにこれらに附属する設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用できる者（以下「利用者」という。）は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>母子福祉センター</u> <u>母子家庭の母及びその児童並びに寡婦</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>イ <u>母子・父子福祉センター</u>を利用する間における、<u>母子家庭及び父子家庭</u>の児童の保育</p> <p>ウ <u>母子家庭、父子家庭等</u>の緊急一時保護</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第7条 第3条に規定する施設並びにこれらに附属する設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用できる者（以下「利用者」という。）は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>母子・父子福祉センター</u> <u>母子家庭の母及び父子家庭の父並びにそれらの児童並びに寡婦</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(高山市福祉医療費助成金条例の一部改正)

第2条 高山市福祉医療費助成金条例（昭和56年高山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「老人」、「子ども」、「重度等の障がい者」及び「母子家庭等の父母及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等の父母及び児童 前号に該当する者以外の者で、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）<u>第17条</u>に規定</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「老人」、「子ども」、「重度等の障がい者」及び「母子家庭等の父母及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等の父母及び児童 前号に該当する者以外の者で、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）<u>第</u></p>

<p>する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもののうち19歳未満の規則で定める児童（以下「19歳未満の児童」という。）を現に扶養している者及び当該19歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち19歳未満の者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p><u>6条第6項</u>に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもののうち19歳未満の規則で定める児童（以下「19歳未満の児童」という。）を現に扶養している者及び当該19歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち19歳未満の者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
---	--

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。